

## 東海市条例第14号

### 東海市民体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

東海市民体育館の設置及び管理に関する条例（昭和63年東海市条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表備考第5号から第7号までの規定中「当該各号」を「これらの号」に改め、同表備考第8号中「当該各号」を「これらの号」に改め、同号の表メインアリーナの項の次に次の1項を加える。

サブアリーナ	2,950円
--------	--------

#### 附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 東海市民体育館の設置及び管理に関する条例第15条第1項の規定によりサブアリーナの暖房施設又は冷房施設を利用する場合の利用料金を指定管理者の収入として收受させる場合における当該利用料金に係る同条第2項及び第3項の手続については、この条例の施行の日前においても行うことができる。